

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230710	豊田交通有限会社(法人番号 9180302022889) 代表者 石川嘉孝	愛知県豊田市堤町上町56番地	本社営業所	愛知県豊田市堤本町根岸3番地3号	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	道路運送法第23条第3項	令和5年1月12日及び令和5年3月23日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
2	20230710	東和交通株式会社(法人番号 1180005003021) 代表者 今枝和彦	愛知県名古屋市中区辻本通1丁目23番地	本社営業所	愛知県名古屋市中区辻本通一丁目23-7	輸送施設の使用停止(61日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項	令和5年1月27日及び令和5年2月9日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	7	7
3	20230710	丸八交通株式会社(法人番号 5180001024331) 代表者 森孝義	愛知県名古屋市天白区植田西2丁目1201番地	本社営業所	愛知県名古屋市天白区植田西2丁目1201番地	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年1月11日、監査方針に基づき、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4 20230710	新太田タクシー株式会社(法人番号9200001017155) 代表者梅村和行	岐阜県美濃加茂市太田町4361番地	八百津営業所	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志西野2475の1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和5年1月24日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(2)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	1	1
5 20230710	三重近鉄タクシー株式会社(法人番号3190001016370) 代表者末吉利教	三重県四日市市久保田1丁目2番地23号	四日市営業所	三重県四日市市久保田1丁目2番地23号	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第45条	令和5年1月24日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
6 20230712	株式会社すばる交通(法人番号7190001003588) 代表者宮崎勝郎	三重県亀山市和田町1600番地	鈴鹿営業所	鈴鹿市道伯5丁目22-28	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年2月8日、監査方針に基づき、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)業務記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)、(10)事業報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年7月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20230713	萩原タクシー株式会社 (法人番号 2180001083504) 代表 者櫻井敏博	愛知県一宮市萩原町串作 字荒神田面1395番地15号	本社営業所	愛知県一宮市萩原町串作 字荒神田面1395番地15号	輸送施設の使用停止 (102日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1項	令和5年1月19日及び令和5年2月3日、監査方針に基づき、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)業務等の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(10)点検整備記録簿等の未記載(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(11)点検整備記録簿等の記載事項不適切(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(12)補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)、(13)法人の役員等の変更届出義務違反(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	11	11
8 20230721	鈴鹿タクシー有限会社 (法人番号 4190002006519) 代表 者辻泰生	三重県鈴鹿市加佐登1丁 目13番地35号	本社営業所	三重県鈴鹿市加佐登1丁 目13番地35号	輸送施設の使用停止 (10日車)	旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項	令和5年3月3日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。